



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先
(所属) 自動車交通部旅客第一課
(担当) 上浦、大石
(電話) 06-6949-6445

令和4年3月30日

高速乗合バス事業の管理の受委託にかかる乗合バス事業者及び貸切バス事業者に対する行政処分について

近畿運輸局は、道路運送法第40条の規定に基づき、以下のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

1. 違反の概要

令和3年11月24日(水)午後8時50分、神戸発東京行の運行系統において、株式会社サンシャインエクスプレス及び有限会社武元重機が、許可を受けずに一般乗合旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託を行ったもの。

2. 処分年月日

令和4年3月30日

3. 処分対象事業者及び営業所名

- ①株式会社サンシャインエクスプレス(乗合バス事業者)
本社営業所(兵庫県)(法人番号 7140001089731)
- ②有限会社武元重機(貸切バス事業者)
本社営業所(兵庫県)(法人番号 9140002034973)

4. 行政処分の概要

- ①延べ60日間の事業用自動車使用停止処分(対象車両3両)
- ②延べ60日間の事業用自動車使用停止処分(対象車両12両)

5. 法令違反条項

道路運送法第35条第1項違反
(無許可の事業の管理の受委託違反)

6. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ①当該行政処分により付された違反点数 6点
当該事業者が付された累積違反点数 6点
- ②当該行政処分により付された違反点数 6点
当該事業者が付された累積違反点数 6点

配布先：青灯クラブ、近畿運輸局記者会(ハイタク部会)、兵庫県政記者クラブ